

別表1

池田町保育等利用者負担基準額表

R2年4月～

1号認定			2号認定(3歳以上児)				3号認定(3歳未満児)	
階層区分		1号認定	階層区分		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	0	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	0	3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	0	0	17,000	14,000
			4-1	市町村民税所得割課税額57,700円未満	0	0	[8,000]	[6,500]
			4-2	市町村民税所得割課税額77,101円未満	0	0	24,500	21,500
4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	0	4-3	市町村民税所得割課税額97,000円未満	0	0	[9,000]	[9,000]
			5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	0	0	24,500	21,500
			6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	0	0	38,700	35,700
5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	0	7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	0	0	53,000	50,000
			8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	0	0	63,500	60,500
							73,000	70,000

預かり保育・延長保育	7:30 ~ 8:30	1,000円/月(延長保育)
	13:30~16:00	5,000円/月(預かり保育/階層2)
	16:00~18:30	8,000円/月(預かり保育/階層3~5) 3,000円/月(延長保育)
緊急延長 (月5回まで)	7:30 ~ 8:30	100円/回
	13:30 ~ 16:00	400円+50円(おやつ代)/回(預かり保育)
	16:00 ~ 18:30	300円/回
	18:30 ~ 19:00	100円/回

- 子ども子育て支援制度の施行及び長野県多子世帯保育料減免事業に伴う軽減措置を反映する。
- 途中入園の場合は、年度初日の前日の満年齢により算定する。
- []書きは、ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯、その他町長が認めた世帯の額。
- 3号認定は小学校就学前の範囲において特定教育保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
ただし、4-1階層以下の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、4-2階層以下のひとり親世帯等は第2子以降0円とする。